

議案第48号

労働者災害補償保険法の適用を受ける非常勤職員等の公務災害等に伴う休業補償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年6月14日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 労働者災害補償保険法の改正等に伴い、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

労働者災害補償保険法の適用を受ける非常勤職員等の公務災害等に伴う休業補償等に関する条例の一部を改正する条例

労働者災害補償保険法の適用を受ける非常勤職員等の公務災害等に伴う休業補償等に関する条例（平成9年10月世田谷区条例第48号）の一部を次のように改正する。

第1条中「臨時職員」を「臨時的任用職員」に、「定める」を「必要な事項を定める」に改める。

第2条第2号中「第7条第1項第2号」を「第7条第1項第3号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。